

リフォームで減税！

耐震リフォーム、バリアフリーリフォーム、
省エネルギーリフォームで、
固定資産税が減税されます。

1. 耐震リフォーム

(減税額)

家屋の翌年分固定資産税が1/2減税されます。(120㎡相当分まで)

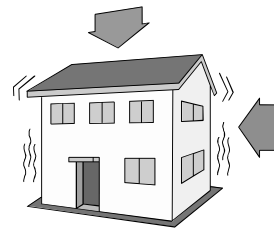
(期間)

H22～H24に改修したもの：2年間

H25～H27に改修したもの：1年間

(要件)

- ・昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること
- ・現在の耐震基準に適合させるための耐震改修であること
- ・改修工事費用が30万円以上であること



2. バリアフリーリフォーム

(減税額)

家屋の翌年分固定資産税が1/3減税されます。(100㎡相当分まで)

(期間)

H22～H25に改修したもの：1年間

(要件)

- ・次のいずれかに該当する方が居住していること
 - 1.65歳以上の方
 - 2.要介護・要支援の認定を受けている方
 - 3.障がいをお持ちの方
- ・平成19年1月1日から所在する住宅であること
- ・賃貸住宅でないこと
- ・改修工事が次のいずれかに該当すること
 - 1.通路等の拡幅
 - 2.階段の勾配の緩和
 - 3.浴室改良
 - 4.トイレ改良
 - 5.手すりの取付け
 - 6.段差の解消
 - 7.出入口の戸の改良
 - 8.滑りにくい床材料への取替え
- ・改修工事費用が30万円以上であること



3. 省エネルギーリフォーム

(減税額)

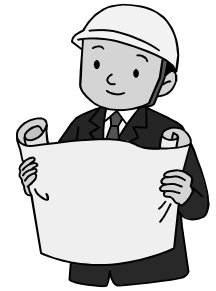
家屋の翌年分固定資産税が1/3減税されます。(120㎡相当分まで)

(期間)

H22～H25に改修したもの：1年間

(要件)

- ・平成20年1月1日以前から所在する住宅であること
- ・賃貸住宅でないこと
- ・省エネ改修工事が次の要件を全て満たすこと
 - A. 1.窓の改修工事
又は、1.と併せて行う
 - 2.床の断熱改修工事
 - 3.天井の断熱改修工事
 - 4.壁の断熱改修工事
 - B.改修部位がいずれも現行の省エネ基準以上の省エネ性能となること
- ・改修工事費用が30万円以上であること



※いずれも各市町村の固定資産税減額申告書と、工事内容が確認できる書類などの添付書類が必要となります。

詳しくは、住まいの駅までお問い合わせください。

国産材を使用した「木のいえ整備促進事業」 (K邸)の現場情報



屋根断熱に和瓦



維持管理・メンテナンスのため、給水・給湯はシステム配管

なお、「住宅版エコポイントで最大30万円分の商品」(新築・リフォーム)
「長期優良住宅(木のいえ整備促進事業)で最大120万円の補助金」(新築)
「リフォーム補助金(既存住宅活性化事業)で最大100万円の補助金」(リフォーム)

も受付中です。
このチャンスをお見逃しなく！